

三重県文化資産防災ネットワーク要綱

第1条 趣旨

台風や豪雨等の風水害や地震等の自然災害は、私たちの生活に被害をもたらすだけでなく、各地域で大切にされてきた文化財や歴史的・文化的資料（以下、「文化資産」という）にも甚大な被害を与える。

文化資産は、私たちのかけがえのない生活の証（あかし）であり、地域の発展に寄与するものである。これを守ることは、個人の生活だけではなく地域社会の絆をも守ることである。東日本大震災や熊本地震等の大規模災害の復興に当たり、このような文化資産がいかに重要であるのか、私たちは身をもって経験してきている。

文化資産の防災や被災文化資産の救出に当たっては、これまでも関係する県の部局が独自に活動を行ってきたところであるが、昨今の災害は大規模化・激甚化していることを踏まえ、関係部局が密接に連携して取り組むことが必要である。

そこで、県内の文化資産の災害対策を連携して行うため、県立文化施設等を中心とした文化資産の防災ネットワークを構築する。

また、そのために必要な人材の育成、情報の収集・分析・発信を行い、有事に迅速に文化資産の救出活動を行う体制を整備する。

第2条 組織の名称及び構成、体制

（名称）

- 1 上記の目的を達するため、「三重県文化資産防災ネットワーク本部（以下ネットワーク本部）」を設置する。

（構成組織）

- 2 ネットワーク本部を構成する組織は以下のとおりとする。なお、必要に応じ県の他の関係機関を含めることができる。
 - （1）環境生活部文化振興課
 - （2）教育委員会社会教育・文化財保護課
 - （3）三重県総合博物館
 - （4）三重県立美術館
 - （5）斎宮歴史博物館
 - （6）三重県立図書館
 - （7）三重県埋蔵文化財センター

（組織体制）

- 3 ネットワーク本部は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長には環境生活部文化振興課長、副本部長には教育委員会社会教育・文化財保護課長を充てる。
- 4 本部長は、ネットワーク本部に関する業務を統括し、ネットワーク本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時または本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 6 発災時においては、ネットワーク本部のうち、文化振興課、社会教育・文化財保護課が「三重県文化資産救援・支援対策本部」として情報収集・調整・救出活動等を行う。また、三重県危機管

理計画及び三重県地域防災計画に則り、本部長の判断をもって「三重県文化資産救援・支援現地対策部」を三重県総合博物館に設置し、情報収集・救出活動等を行う。

第4条 活動内容

(1) 文化資産の資料情報の調査・収集・整備

三重県の誇る豊かな文化資産を未来へと伝えていくために、情報のデータベース化等必要な情報を調査・収集、整備し、平時の防災対策にも貢献する。また、災害時に速やかに情報収集や救出ができるように、組織内での情報共有を行う。

(2) 災害時における情報収集・救出活動

三重県危機管理計画に則り、「三重県文化資産救援・支援対策本部」を立ち上げ、県内の文化資産にかかる被災情報等を収集する。また迅速に資料の被災状況の調査や救出活動を行うとともに、必要に応じ市町や所有者等関係者に対し指導・助言を行う。県内外からの救援が必要な場合は、関係機関へ要請し、救援に当たってはその調整を行う。

(3) 災害時における記録作成・収集・保管

災害時における記録を作成、収集し、保管することで、どのような活動が行われたか検証し、今後の適切な活動に活かす。

(4) 文化資産の防災・救援に関する人材育成及び普及・啓発

被災時の迅速かつ適切な救出のためには、平時から防災に関する知識を持ち、その重要性を理解することが大切である。文化資産の防災・救援に関する人材を育成し、広く県民の協力を得るため、様々な機会をとらえ普及・啓発を行う。

第5条 三重県文化資産防災ネットワーク会議

上記の活動について、協議・調整を行うため、ネットワーク本部に下部組織として担当者による三重県文化資産防災ネットワーク会議を置く。

(1) その構成員は第2条 構成組織に定める(1)～(7)の組織から各1名以上とする。また、必要に応じ他の職員の出席を求めることができる。

(2) 担当者会議は次条に定める事務局が召集する。

第6条 事務局

ネットワーク本部の事務局は、環境生活部文化振興課に置く。

第7条 その他

上記の活動を行うために、「三重県文化資産防災ネットワーク活動要項」を定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。